「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領−木材産業分野の基準について−」の一部改正について

令和8年11月5日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領−木材産業分野の基準について−」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

| 通し番号 | 該当ページ（改正後） | 改正箇所 | 現行 | 改正 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | P.1 | 前文<br>○１つ目 | ○　法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第２条の４第１項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、木材産業分野についても「木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和６年３月２９日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「「木材産業分野における特定技 | ○　出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第２条の４第１項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、木材産業分野においては、「木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和８年１月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和６年４月１９日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。 | |
| | | ○２つ目 | ○　また、法第２条の５の規定に基づく、特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成３１年法務省令第５号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協 議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、木材産業分野についても、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき木材産業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和６年農林水産省告示第１７８０号。以下「告示」という。）において、木材産業分野固有の基準が定められています。 | ○　また、法第２条の５の規定に基づく、特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第５号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、木材産業分野についても、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動の項の下欄第６号及び特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、木材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和６年農林水産省告示第 1780 号。以下「告示」という。）において、木材産業分野固有の基準が定められています。 |
| | | ○３つ目 | ○　本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。 | ○　本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 2 | P.2 | 目次 | （新設） | 目次<br><br>第１　特定技能外国人が従事する業務　・・・・・・3<br><br>第２　特定技能外国人が有すべき技能水準等　・・・5<br><br>第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準<br>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8<br><br>第４　適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準・・・・・・・・・・・・・・・・・12<br><br>第５　上陸許可に係る基準　・・・・・・・・・・・・13<br><br>第６　育成・キャリア形成プログラム　・・・・・・・15 |
| 3 | P.3 | 第１　特定技能外国人が従事する業務<br>【関係規定】 | 【関係規定】<br>告示第２条<br>　木材産業分野に係る特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第１条第１項第７号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第２条の５第１項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行う事業所が、令和５年総務省告示第２５６号（統計法第２８条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 | （削除） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 一　小分類１２１―製材業、木製品製造業<br>二　細分類１２２２―合板製造業<br>三　細分類１２２３―集成材製造業<br>四　細分類１２２４―建築用木製組立材料製造業<br>五　細分類１２２７―銘木製造業<br>六　細分類１２２８―床板製造業 | |
| 4 | P.３ | 【関係規定】<br>分野別運用方針（抜粋） | 分野別運用方針（抜粋）<br>５　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項<br>（１）１号特定技能外国人が従事する業務 製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 | 分野別運用方針（抜粋）<br>第二　特定技能制度に関する事項<br>２　その他特定技能制度の運用に関する重要事項<br>（１）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務<br>木材産業分野において設定する業務区分は木材産業とし、当該業務区分において従事する業務は、製材業、合板製造業、集成材製造業などに係る木材の加工等の業務とする。<br>なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原材料の調達・受入れ、製品の結束・梱包・出荷、運搬、積込み、清掃等）に付随的に従事することは差し支えない。 |
| 5 | P.３ | | 分野別運用要領（抜粋）<br>第３　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項<br>１．１号特定技能外国人が従事する業務木材産業分野において受け入れる１号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針３（１）に定める試験区分及び運用方針５（１）に定める業務に従い、上記第１の１（１）の試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職 | （削除） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 種・作業修了により確認された技能を要する業務（製材業、合板製造業などに係る木材の加工等）をいう。あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原木等の調達・受入れ、検査工程に係る作業、清掃、運搬、積み込み等）に付随的に従事することは差し支えない。 | |
| 6 | P.4 | 【業務内容】<br>○１つ目 | 【主たる業務】<br>○　木材産業分野において受け入れる１号特定技能外国人は、特定技能基準省令第１条第１項第１号に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。<br><br>○　また、特定技能雇用契約の雇用関係に関する事項に係る基準として、木材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第１条第１項第７号に基づき告示第２条に定めるとおり、木材産業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。したがって、特定技能外国人が従事する業務は当該産業に係るものでなければなりません。 | 【業務内容】<br>○　木材産業分野において受け入れる１号特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。<br>　また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原材料の調達・受入れ、製品の結束・梱包・出荷、運搬、積込み、清掃等）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。<br><br>（削除） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ①　小分類１２１―製材業、木製品製造業<br>②　細分類１２２２―合板製造業<br>③　細分類１２２３―集成材製造業<br>④　細分類１２２４―建築用木製組立材料製造業<br>⑤　細分類１２２７―銘木製造業<br>⑥　細分類１２２８―床板製造業<br>なお、「中分類１２―木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち「小分類１２０－管理、補助的経済活動を行う事業所（１２木材・木製品製造業）」、「細分類１２２１―造作材製造業（建具を除く）」、「細分類１２２５－パーティクルボード製造業」、「細分類１２２６－繊維板製造業」、「小分類１２３－木製容器製造業（竹、とうを含む）」及び「小分類１２９－その他の木製品製造業（竹、とうを含む）」並びに「中分類１３―家具・装備品製造業」は木材産業分野の対象には含まれません。 | |
| | | | ○　前記の「日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っている」とは、特定技能外国人が業務に従事する事業所において、上記①～⑥に係る製品の製造加工を行っていることをいい、他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も対象となります。なお、単に製品の選別や包装の作業を行う事業所は製造業には該当しないことから、対象には含まれません。 | （削除） |
| | | | ○　また、事業所の定義は、日本標準産業分類『３　第１章第２項「事業所 の定義」』に従い、その経済活動に次の２つの要件が備わっているものをいいます。 | （削除） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | （1）単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。<br>（2）その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。<br>区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とします。このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本です。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。<br><br>○　特定技能所属機関は、農林水産省が設置する木材産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）に加入する際に、協議会が求める場合には、上記①～⑥に示した日本標準産業分類に該当する事業所であることが分かる書類（例えば、定款の写し等）を協議会に提出しなければなりません。 | （削除） |
| 7 | P.4 | | 【関連業務】 | （削除） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ○　また、分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本 人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。<br><br>○　なお、関連業務に当たり得るものとしては、例えば、次のものが想定されます。（注）<br>（注）専ら関連業務に従事することは認められません。<br>・原材料（原木・資材等）の調達・受入れに係る作業<br>・製品の検査工程に係る作業<br>・製品の出荷に係る作業（運搬・梱包・積込み等）<br>・作業場所の整理整頓や清掃<br>等 | （削除） |
| 8 | P.4 | 【相談窓口】 | 【相談窓口】<br>○　特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については農林水産省林野庁にお問い合わせください。問合せ先については、農林水産省林野庁のホームページを御覧ください。<br>（URL：https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/foreigner.html） | 【相談窓口】<br>○　特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が木材産業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。<br>農林水産省林野庁林政部木材産業課<br>〒100 - 8952　東京都千代田区霞が関１－２－１<br>TEL：03－6744－2292<br>URL：https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/foreigner.html |
| 9 | P.5 | 第２　特定技能外国人が有すべき技能水準等<br>【関係規定】 | 分野別運用方針（抜粋）<br>３　特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項<br>木材産業分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者と | 分野別運用方針（抜粋）<br>第二　特定技能制度に関する事項<br>１　特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項<br>木材産業分野において特定技能１号の在留資格で |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 分野別運用方針（抜粋） | する。<br>また、木材産業分野に関する第２号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。<br>（１）技能水準（試験区分）「木材産業特定技能１号測定試験」<br>（２）日本語能力水準<br>ア　「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（Ｎ４以上）」<br>イ　そのほか、「日本語教育の参照枠」のＡ２相当以上の水準と認められるもの | 受け入れる外国人は、次の（１）及び（２）に定める試験に合格した者とする。<br>（１）技能水準<br>木材産業特定技能１号評価試験<br>（２）日本語能力水準<br>「日本語教育の参照枠」のＡ2.2 相当以上の水準と認められるもの |
| 10 | P.５ | | 分野別運用要領（抜粋）<br>第１　特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項<br>１．技能水準及び評価方法等（特定技能１号）<br>（１）「木材産業特定技能１号測定試験」（運用方針３（１）の試験区分）<br>ア　技能水準及び評価方法<br>（技能水準）当該試験は、木材加工、安全衛生等について基本的な知識を有しており、また、各種作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で的確にできるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針５（１）の業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。<br>第３　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 | （削除） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ２．技能実習２号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価<br>（１）「木材加工職種：機械製材作業」の第２号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得する技能と、１号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、いずれも木材の特性や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づくものであるという点で、関連性があると認められることから、木材産業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）の試験を免除する。<br>（２）職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。 | |
| 11 | P.５ | 【１号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】<br>○１つ目 | ○　１号特定技能外国人として木材産業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。 | 【１号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】<br>○　「木材産業特定技能１号評価試験」（分野別運用方針第二１（１）の試験区分）<br>当該試験は、製材業、合板製造業、集成材製造業などに係る木材の加工等を対象として、自らの判断により、丸太（原木）等から木材・木製品の製造・加工（家具や建具などの装備品を除く。）を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、木材産業分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | や経験を有するものと認められます。 |
| | P.６ | ○２つ目 | ○　木材加工職種・機械製材作業の技能実習２号を良好に修了した者については、上記の試験が免除されます。 | ○　「日本語教育の参照枠」A2.2 相当以上<br>※　以下のいずれかの試験の合格<br>・　国際交流基金日本語基礎テスト（ＪＦＴ－Ｂａｓｉｃ）A2.2 相当以上<br>・　日本語能力試験（ＪＬＰＴ）Ｎ４以上<br>※　特定技能１号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習２号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能１号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和９年４月１日以降も当分の間、当該特定技能１号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習２号の職種・作業については別表参照。）。<br>また、技能実習２号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能１号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能１号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって上記日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。 |

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>○　また、木材加工職種・機械製材作業以外の技能実習２号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（Ｎ４以上）のいずれの試験も免除されます。</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>12</td><td>P.6</td><td>【２号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】<br>○１つ目</td><td>○　なお、木材産業分野においては、特定技能２号での受入れを行うことはできません。</td><td>【２号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】<br>○　木材産業分野においては、特定技能２号での受入れを行うことはできません。</td></tr>
<tr><td>13</td><td>P.6</td><td>【経過措置】</td><td>（新設）</td><td>【経過措置】<br>○　「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（令和８年１月 23 日閣議決定）による廃止前の運用方針３（１）に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなします。
<table>
<tr><td>旧試験区分</td><td>新試験区分</td></tr>
<tr><td>木材産業特定技能１号測定試験</td><td>木材産業特定技能１号評価試験</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>14</td><td>P.7</td><td>【確認対象の書類】<br>○１つ目</td><td>【確認対象の書類】<br>＜試験合格者の場合＞<br>○　木材産業特定技能１号測定試験の合格証明書の写し</td><td>【確認対象の書類】<br>○　試験合格者の場合<br>・　技能水準を証するものとして、次の書類<br>木材産業特定技能１号評価試験の合格証明書の写し<br>・　日本語能力を証するものとして次のいずれか</td></tr>
</table>

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2 相当以上）の写し<br>日本語能力試験（N４以上）の合格証明書の写し<br>＊ただし、修了した技能実習２号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習２号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって木材産業分野において特定技能１号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N４以上）を受験し、合格する必要はありません。 |
| | | ○２つ目 | ○　日本語能力を証するものとして次のいずれか<br>・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し<br>・日本語能力試験（N４以上）の合格証明書の写し<br>＊ただし、修了した技能実習２号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習２号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N　４以上）のいずれの試験も免除されます。 | ○　本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号修了者の場合<br>・　技能実習２号修了時の技能実習評価試験に合格している場合<br>木材加工技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し<br>・　技能実習２号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合<br>技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）<br>＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第４章第１節（３）技能水準に関するもの」を御参照ください。 |
| | | | ＜木材加工職種・機械製材作業の技能実習２号修了者の | （削除） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 場合＞<br>○　技能実習２号修了時の技能実習評価試験に合格している場合<br>・木材加工技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し<br><br>○　技能実習２号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合<br>・技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）<br>＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第４章第１節（３）技能 水準に関するもの」を御参照ください。 | （削除） |
| 15 | P.7 | 【留意事項】<br>○１つ目<br><br>○２つ目 | 【留意事項】<br>○　技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習２号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習２号修了時の木材加工技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。<br><br>○　木材加工技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。 | 【留意事項】<br>○　技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、当該技能実習２号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習２号修了時の技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。<br><br>○　当該評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。 |
| 16 | P.8 | 第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基 | 第３　特定技能雇用契約の適正な履行及び適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施確保に係る基準<br>【関係規定】<br>（新設） | 第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準<br>【関係規定】<br>特定技能基準省令第１条<br>出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 準<br>【関係規定】<br>特定技能基準省令第１条 | | 条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。<br>一～六（略）<br>七　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。 |
| 17 | P.８ | 【関係規定】<br>特定技能基準省令第２条 | 【関係規定】<br>特定技能基準省令第２条<br>法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。<br>一～十二（略）<br>十三　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること<br>２　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援 計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。<br>一～六（略）<br>七　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣 | 【関係規定】<br>第２条<br>法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。<br>一～十二（略）<br>十三　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。<br>２　（略） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。 | |
| 18 | P.8 | 【関係規定】<br>告示 | 【関係規定】<br>告示第３条<br>木材産業分野に係る特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第２条第１項第１３号及び第２項第７号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。<br>一　農林水産省が設置する木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する協 議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。<br>二　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。<br>三　協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。<br>四　農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。<br>五　登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前２号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 | 【関係規定】<br>告示第２条<br>木材産業分野に係る特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第１条第１項第７号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第２条の５第１項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行う事業所が、令和５年総務省告示第 256 号（統計法第 28 条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。<br>一　小分類 121―製材業、木製品製造業<br>二　細分類 1222―合板製造業<br>三　細分類 1223―集成材製造業<br>四　細分類 1224―建築用木製組立材料製造業<br>五　細分類 1227―銘木製造業<br>六　細分類 1228―床板製造業<br>第３条<br>木材産業分野に係る特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第２条第１項第 13 号及び第２項第７号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。<br>一　農林水産省が設置する木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | という。）の構成員であること。<br>二　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。<br>三　協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。<br>四　農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。<br>五　登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前２号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 |
| 19 | P.８ | | 分野別運用方針（抜粋）<br>５　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項<br>（２）特定技能所属機関に対して特に課す条件<br>ア　特定技能所属機関は、農林水産省が設置する「木材産業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。<br>イ　特定技能所属機関は、協議会において協議が調った措置を講じること。<br>ウ　特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。<br>エ　特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。<br>オ　特定技能所属機関は、登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。 | （削除） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 20 | P.8 | | 分野別運用要領（抜粋）<br>第３　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項<br>３．分野の特性を踏まえて特に講じる措置<br>（１）「木材産業特定技能協議会」（運用方針５（２）ア関係）<br>農林水産省は、木材産業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「木材産業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。<br>①　外国人材不足の状況、外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討<br>②　不正行為に対する再発防止策<br>③　構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組<br>（２）特定技能所属機関等は、上記（１）①～③の事項に関し、協議会で協議が調った措置を講じること（運用方針５（２）イ関係）<br>（３）「木材産業特定技能協議会」に対し必要な協力を行うこと（運用方針５（２）ウ～オ関係）<br>協議会は、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護を図るため、特定技能所属機関又は登録支援機関に対し、情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めることができる。 | （削除） |
| 21 | P.9 | 【特定技能所 | | 【特定技能所属機関及び事業所】 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 属機関及び事業所】<br>○１つ目 | ○　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、木材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第２条第１項第１３号及び同条第２項第７号に基づき告示をもって定めたものです。 | ○　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、木材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第１条第１項第７号及び第２条第１項第 13 号に基づき告示をもって定めたものです。 |
| | | ○２つ目 | （新設） | ○　木材産業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。<br>①　小分類 121―製材業、木製品製造業<br>②　細分類 1222―合板製造業<br>③　細分類 1223―集成材製造業<br>④　細分類 1224―建築用木製組立材料製造業<br>⑤　細分類 1227―銘木製造業<br>⑥　細分類 1228―床板製造業 |
| | | ○３つ目 | （新設） | ○　上記の「日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っている」とは、特定技能外国人が業務に従事する事業所において、上記①から⑥に係る製品の製造加工を行っていることをいい、他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も対象となります。なお、単に製品の選別や包装の作業を行う事業所は製造加工を行っているとはいえません。 |
| | | ○４つ目 | （新設） | ○　また、日本標準産業分類に掲げる産業のうち「中分類 12―木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち「小分類 120－管理、補助的経済活動を行う事業所（12 木材・木製品製造業）」、「細分類 1221―造作材製造業（建 |

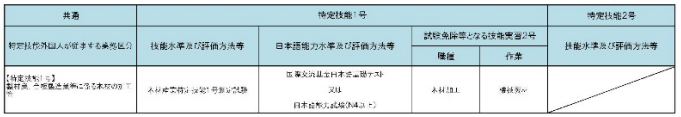
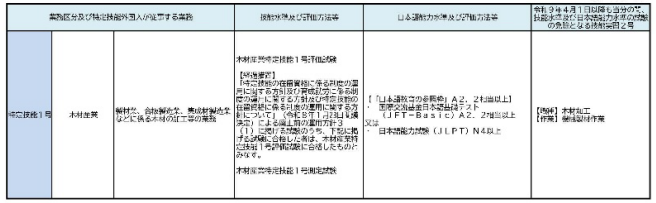
| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 具を除く)」、「細分類 1225ーパーティクルボード製造業」、「細分類 1226ー繊維板製造業」、「小分類 123ー木製容器製造業（竹、とうを含む)」及び「小分類 129ーその他の木製品製造業（竹、とうを含む)」並びに「中分類 13―家具・装備品製造業」は木材産業分野の対象には含まれません。 |
| | | ○５つ目 | （新設） | ○　「事業所」の定義は、日本標準産業分類『３　第１章　第２項「事業所の定義」』に従い、その経済活動に次の２つの要件が備わっているものをいいます。<br>（１）単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。<br>（２）その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。 |
| | | ○６つ目 | （新設） | ○　区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とします。 |
| | P.10 | ○７つ目 | （新設） | ○　区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿(以下「経営諸帳簿」という。)により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とする |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | ことが基本です。 |
| | | ○８つ目 | （新設） | ○　なお、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります |
| 22 | P.10 | 【協議会】<br>○１つ目 | （新設） | 【協議会】<br>○　特定技能所属機関は、農林水産省が設置する木材産業特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）に加入する際に、協議会が求める場合には、上記①から⑥に示した日本標準産業分類に該当する事業所であることが分かる書類（例えば、定款の写し等）を協議会に提出しなければなりません。 |
| | | ○６つ目 | ○　なお、協議会に関する事項は、農林水産省林野庁のホームページを御覧ください。<br>（URL：https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/foreigner.html） | ○　なお、協議会に関する事項は、農林水産省林野庁のホームページを御覧ください。<br>URL：https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/foreigner.html |
| | | ○７つ目 | ○　協議会に関する問合せ先は次のとおりです。<br>農林水産省林野庁林政部木材産業課<br>電話：03－6744-2290 | ○　協議会に関する問合せ先は次のとおりです。<br>農林水産省林野庁林政部木材産業課<br>TEL：03－6744－2292 |
| 23 | P.11 | 【確認対象の書類】<br>○２つ目 | 【確認対象の書類】<br>○　木材産業特定技能協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関） | 【確認対象の書類】<br>○　協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関） |
| 24 | P.11 | | 【留意事項】<br>○　特定技能所属機関が、１号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、木材産業特定技能協議会の構成員である | （削除） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ことの証明書の提出が必要です。 | |
| 25 | P.12 | 第４　適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準<br>【関係規定】<br>特定技能基準省令第２条 | （新設） | 第４　適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準<br>【関係規定】<br>特定技能基準省令第２条（略）<br>２　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。<br>一～六（略）<br>七　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。 |
| 26 | P.12 | 【関係規定】<br>告示第３条 | （新設） | 【関係規定】<br>告示第３条<br>木材産業分野に係る特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第２条第１項第13 号及び第２項第７号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。<br>一　農林水産省が設置する木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。<br>二　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。<br>三　協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 四　農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。<br>五　登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前２号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 |
| 27 | P.12 | ○１つ目<br><br><br><br>○２つ目 | （新設）<br><br><br><br>（新設） | ○　適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、木材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第２条第２項第７号に基づき告示をもって定めたものです。<br><br>○　基準の内容については、「第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。 |
| 28 | P.12 | 【確認対象の書類】 | （新設） | 【確認対象の書類】<br>○　「第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様 |
| 29 | P.13 | 第５　上陸許可に係る基準<br>○２つ目 | 第４　上陸許可に係る基準<br>○　１号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、１号特定技能外国人を派遣することも、派遣された者を受け入れることもできません。 | 第５　上陸許可に係る基準<br>○　１号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣の形態により業務に従事するものであってはならないとするもので、１号特定技能外国人を派遣することも、派遣された者を受け入れることもできません。 |
| 30 | P.15 | 第６　育成・キャリア形成プログラム | （新設） | 第６　育成・キャリア形成プログラム<br>【関係規定】<br>分野別運用方針（抜粋）<br>第一　特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項<br>４　その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | （１）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項<br>　農林水産省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能１号に係る中長期的なキャリアパスを示した木材産業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。木材産業分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。 |
| 31 | P.15 | 第６　育成・キャリア形成プログラム<br>○１つ目<br><br><br><br>○２つ目 | （新設） | ○　木材産業分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。<br><br>○　木材産業分野における育成プログラムは、農林水産省林野庁のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 32 | 別表 | | 別表（木材産業）<br><br>（注）修了した技能実習２号の職種・作業の種類に かかわらず、技能実習２号を良好に 修了したまま、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除される上で、 | 別表（木材産業）<br> |
| 33 | 参考様式第18-1 | | 分野参考様式第１８　１号（特定技能所属機関）<br>木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書<br>出入国在留管理庁長官　殿<br>特定技能所属機関<br>氏名又は名称<br>住　　所<br>特定技能外国人<br>氏　　名<br>性　　別<br>国籍・地域<br>生 年 月 日<br>記<br>木材産業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。<br>【誓約事項】<br>１．１号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、製材業、合板製造業等に係る木材の加工等であること。<br>２．特定技能雇用契約において１号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。<br>３．１号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第２条の３第１項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行う事業所が、令和５年総務省令第２５６号（統計法第２８条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。<br>１　小分類 121　製材業、木製品製造業<br>２　細分類 1222　合板製造業<br>３　細分類 1223　集成材製造業<br>４　細分類 1224　建築用木製組立材料製造業<br>５　細分類 1227　銘木製造業<br>６　細分類 1228　床板製造業<br>４．農林水産省が設置する木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。<br>５．協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。<br>６．協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。<br>７．農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。<br>８．登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、上記５及び７に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。<br>（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。<br>作成年月日　　年　月　日<br>作成責任者 | 分野参考様式第１８　１号（特定技能所属機関）<br>木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書<br>出入国在留管理庁長官　殿<br>特定技能所属機関<br>氏名又は名称<br>住　　所<br>特定技能外国人<br>氏　　名<br>性　　別<br>国籍・地域<br>生 年 月 日<br>記<br>木材産業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。<br>【誓約事項】<br>１．１号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、製材業、合板製造業、集成材製造業などに係る木材の加工等の業務であること。<br>２．特定技能雇用契約において１号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。<br>３．１号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第２条の３第１項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動を行う事業所が、令和５年総務省令第 256 号（統計法第 28 条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。<br>１　小分類 121　製材業、木製品製造業<br>２　細分類 1222　合板製造業<br>３　細分類 1223　集成材製造業<br>４　細分類 1224　建築用木製組立材料製造業<br>５　細分類 1227　銘木製造業<br>６　細分類 1228　床板製造業<br>４．農林水産省が設置する木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。<br>５．協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。<br>６．協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。<br>７．農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。<br>８．登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、上記５及び７に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。<br>（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。<br>作成年月日　　年　月　日<br>作成責任者 |